

離婚後も双方の親に我が子と生きる権利を！

引き離し

6

2009年6月7日

★写真で情は移らない！裁判所によって交流を絶たれたKさん親子の一刻も早い再会を求めて

Kさんは横浜在住の親子ネットの会員です。3月はじめの土曜日、文京区で親子ネットの会議をした後に副代表の史さんとKさんと3人で小石川植物園に行きました。子どもに会えない親同士はとりとめもなく一緒に時間を過ごすことが多いのですが、その日一番つらい思いを抱えていたのがKさんでした。息子さんと別居して一年半、継続的な面会交流を求めた審判の結果は年に3回写真を送るだけで十分だという最悪のものでした。息子さんは遠い外国にいるわけでもないのに、元奥さんが精神的に不安定になるという理由だけで一切の父と子の交流を断ち切ってよいという裁判官の判断は、Kさんはもちろんのこと幼い息子さんの人権を侵害しています！

Kさんの「事件」はボランティアで活動している私たちにとって、活動を続けなければいけないという思いを強くさせるものでした。このような非人間的な決定をされて黙っているわけにはいきません。しばらく静観していた宗像さんが動きはじめたのが、3月29日でした。スペースFにKさんをはじめとして8人を集めて「支援する会」を結成しました。会の名称については、駄洒落専門家のFさんの案「写真で情は移らない」に笑い転げて決定となりました。ブログとメーリングリストを作って賛同人を集めること、一橋大学の教室を借りて集会をやることその場で決まりました。

Kさんの審判を出した埼玉家裁へ、4月8日に行ってチラシ配りと申し入れをしました。元裁判官の宗弁護士を迎えて抗議集会を行うと刷り込まれたチラシには、強烈なインパクトがあったと思います。Kさんは審判のあと即時抗告したので、このあとは埼玉家裁を離れて東京高裁で審理されることになりましたが、写真3枚という言葉道断な判断を下した埼玉家裁には抗議しておかなくてはなりません。

4月26日、桜の散る快晴の日曜日に一橋大学で20人参加の集会を行いました。宗弁護士の講演に加えて、やはりさいたま家裁に調停を申し立てているFさんと、11年間子どもに会えない史さんが当事者報告をし、NHKの記者の取材がありました。5月8日には、東京高裁前でのチラシ配りと申し入れに6人で行きました。申し入れの場を設けてもらえなかったため16階の担当部署カウンターでの緊迫したやり取りになり、抗議声明を宗像さんが読み上げ、他の5人もそれぞれの思うところを話してきました。

集会の事前打ち合わせをしていた4月19日に谷保の居酒屋で、宗像さんが「合宿をやろう」と言い出し、ええっと思っていたら駄洒落担当者を巻き込んで精力的に動きだし日程や内容を詰めた結果、5月16、17日にかけて都内某所にて大阪からジェンダー研究者のYさんをお迎えして一泊合宿までやりました。

現在、賛同人は170人を越えました。ブログにアクセスするとメールアドレスなしに、名前(仮名でも可)肩書き(なくても可)だけで賛同することができます。どうか引き続きご協力をお願いします。(鵜飼恵子)

[6月2日、東京高裁はKさんの抗告を棄却しました]



さいたま家裁前で向き合う

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

〒186-0004 東京都国立市中3-11-6 スペースF内
TEL/FAX 042-573-4010 (スペースF・宗像)

mailto:oyakononet2008@yahoo.co.jp

HP <http://oyakononet.web.fc2.com/>

ブログ <http://blog.goo.ne.jp/oyakononet>

年会費 個人1000円、団体3000円

郵便振替 00190-7-743217

加入者名：親子交流ネット

「どうして会えないの？ 離婚後の親と子」

日時：7月5日 12:30 開場、13:00 開演～17:00

場所：札幌市社会福祉総合センター第2会議室(札幌市中央区大通西19)

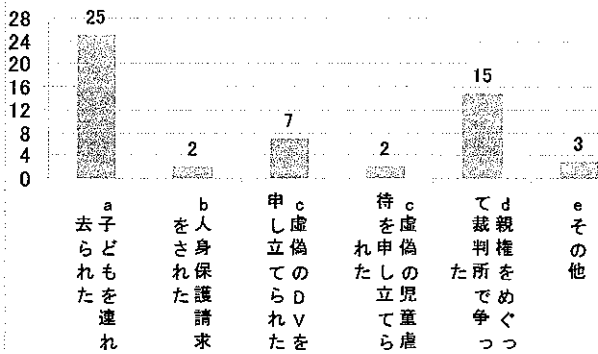
講演：宗像充(親子ネット)、味沢道明(日本家族再生センター)

主催：子どもに会いたい親たちのネットワークさっぽろ

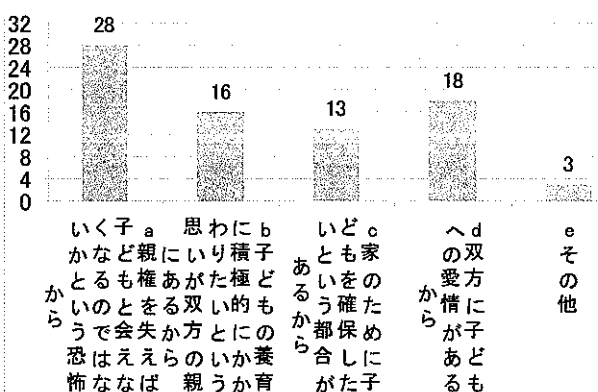
アンケート結果に見る親子の引き離し その3

今回は「子どもの奪い合い」と「裁判所での取扱い」状況についての分析です。対象は前回同様、別居・離婚に伴い子どもと会えなくなっている親、会うことに困難が伴う親、過去に子どもと会えなくなった当事者で、有効回答数は40です。

(1) いわゆる「子どもの奪い合い」を経験した方はその内容を教えてください(複)



(2) なぜ「子どもの奪い合い」が起こると思いますか(複)

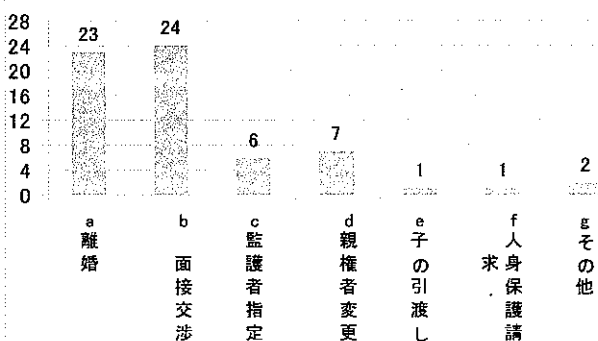


●子どもの奪い合い状況について 図①②

60%以上の方がいわゆる「連れ去り」を体験しており、さらに、22.5%の方が「虚偽の」DV、あるいは児童虐待を申し立てられています。

これら、子どもの奪い合いが発生する原因として、消極的なものとして、70%の方が「親権喪失への恐

(1) その内容を教えてください(複)

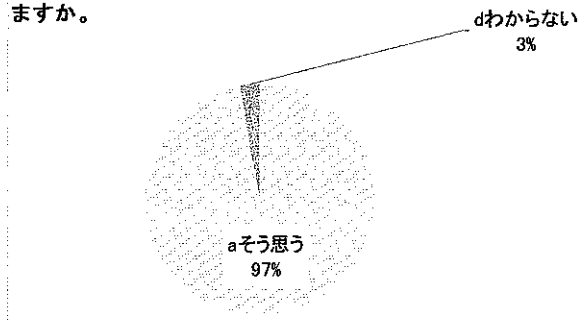


怖心」を、積極的なものとして、40%の方が子どもの養育にかかわりたいこと、愛情があることを理由として挙げています。

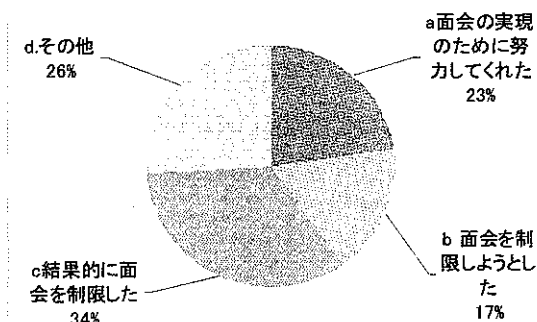
●この問題への裁判所の対応状況 図①

当事者の多くが、離婚(57.5%)、あるいは、面接交渉(60%)にかかわる紛争解決のために裁判所を利用しており、離婚の前後で紛争が発生しています。

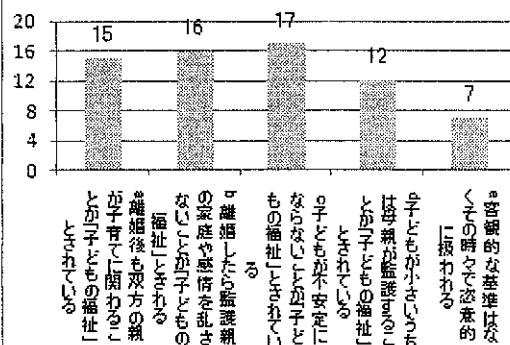
(2) 裁判所の裁定は、最初に子どもを確保し、その後その状態を長く維持した方に軍配が上がるという「先に取った者勝ち」、「現状追認」が現実であるとの批判が聞かれます。あなたもそう思いますか。



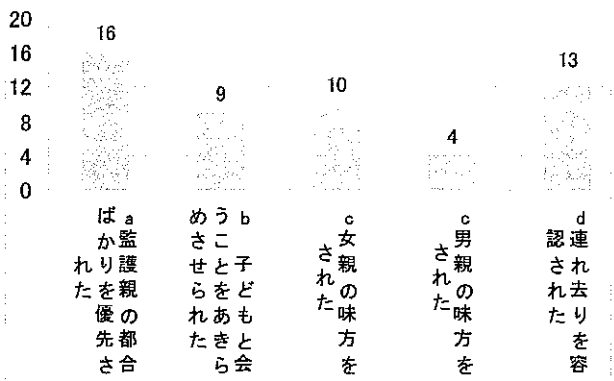
(3) 調停委員や調査官の子どもとの面会についての姿勢を教えてください



(4) 裁判所では「子どもの福祉」はどのように扱われていると思いますか(複)



(5) 裁判所で不公平さを感じたことがある人はその内容を教えてください(複)



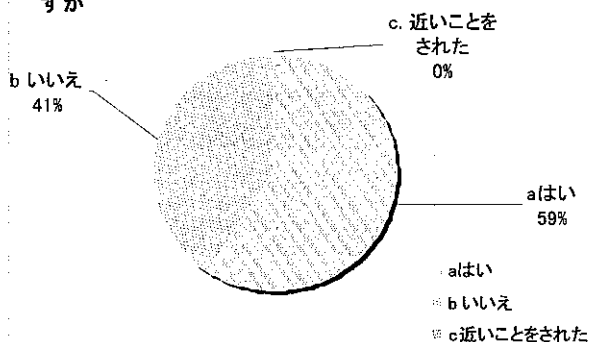
●裁判所の公平性について問題点 図②～⑤

裁判所を利用した当事者のうちほとんどの方(97%)が、裁判所は監護状況の「現状追認」を行っており、従って、「先に子をとったもの勝ち」と考えています。また、紛争解決に直接関わる、調停委員・調査官の対応姿勢については、51%の方が「事実上面会を制限しようとした」としており、中立であるべき関係者が面会・交流を阻害するケースも少なくないようです。

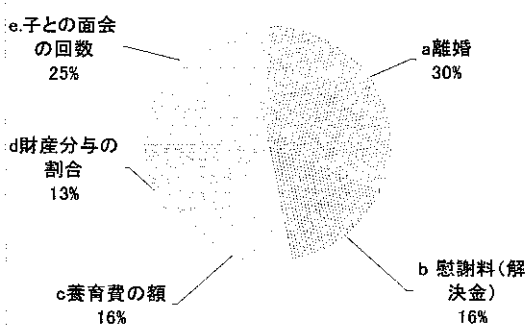
さらに、裁判所でよく使われる「子どもの福祉」という言葉について、半数以上の方が本来の意味とはかけ離れた使い方をされていると考えており、17.5%の方が、その内容に基準がなく、その時々で恣意的に扱われるとしています。

裁判所の公平さについては、監護親の優位(40%)や連れ去りの容認(32.5%)、あるいは子どもとの面会をあきらめさせようとする(22.5%)など、質的にも問題のある内容が並んでいます。

(6) 裁判所で相手方(またはその弁護士)から子どもとの面会を取引材料にされたことがありますか



(7) (5)で「はい」と答えたかたは面会と引き換えにされた内容を教えてください

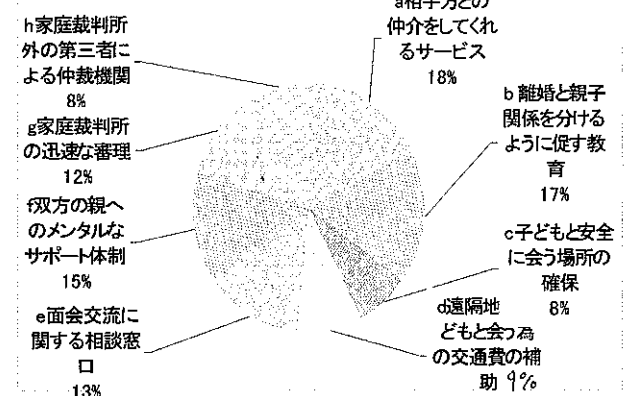


●裁判所での対応について問題点 図⑥～⑦

59%の方が、相手方により子どもとの面会・交流が取引材料にされていると考えています。

また、当事者の30%は、子どもとの面会・交流を離婚と引き換えにすることを要求され、さらに、わが子と会う為に、当事者の45%は金銭を要求されています。

(8) 子どもとの面会に際しどのような支援を望みますか(複)



●裁判所の対応について問題点 図⑧

これらの現状に対して、異なるタイプの支援が求められています。

●まとめ

多くの当事者が、子どもを奪い去られ、また、そのことを裁判所が、事実上、容認していることを問題としています。子どもを連れ去られた当事者は、子どもにかかわりたいという積極的理由と、子どもの親権喪失という消極的理由の双方から、面会・交流を強く求めていることがうかがえます。さらに、多くの当事者が、裁判所の考え方、実運用が公平ではなく、引き離された子どものことを中心に考えていないことを指摘しています。

今回のアンケートでは、母集団が子どもに会えていない親なので、裁判所が公平ではないと感じるのは当然なのかもしれませんが、不満の数と理由を見ても、裁判所が本来の職務を全うしていないことがうかがえます。

●今回のアンケートの結果からこれまで語られてきた、引き離しの発生状況、裁判所において発生している問題点が、数値で明らかになりました。ただし、要望されている支援等を実現し、問題点を解消するためには、人・時間・費用を必要とするものも少なくありません。他の施策にもまして、重大かつ喫緊の課題であることを継続して各方面に働きかけていく必要があると思われます。

離婚家庭支援の現在④

「日本に本格的な ビジョンセンターを」

味沢道明（日本家族再生センター所長）

今、私の施設で継続的な面会交流を続けている最長利用者家族は、もう6年半にわたって継続利用していただいています。回数にすれば六十数回になります。私達に子どもさんを預けてくださる親御さんの信頼にも感謝するところ大ですし、何より、当初三歳ほどだった子どもさんが、今はとても健やかに逞しく育ってくれていること、その子どもの育ちに合わせて、面会を継続して下さった親御さんも、確実に、親として人として成長されているのを見せて頂いて、私達スタッフも学ぶところ、勇気をいただくところが大きく、喜びや感謝の思いもひとしおです。

夫婦の別れに際し、相互に傷つき不信感を持ってしまうのも仕方ないことなのかもしれませんが、その夫婦の問題と親子の問題を分け、親子の面会

は子どもの人権上からも心理的福祉の意味からも、確実に保証されるべきことです。その面会の結果を私達は実感としてこうして確認できていますが、マスコミも世間も、その意味も実態も理解できていません。

当初は合わせることを、養育親も頭では理解できていても、夫婦の傷つきが大きく、面会が些細なことで破綻していく場合が一般的なのも事実です。こんな場合、双方の間に中立公正な立場に関わり、傷つきに対する心理ケアや子どもの年令に応じた保育サポートのできるスタッフが必要です。単に法的責任とか、義務とかの話だけでは進みません。

残念ながら、こうした複合的なビジョンサポートのできる施設は日本にはほとんどありません。米国の施設ではハードで規模の大きい民間施設に依頼されていましたが、そこでの心理ケアは外部委託でした。それでも、あるのとないのとは大違い。

そのあたりのこと、また次回に書きますね。そうそう、このサポートのサポーター養成講座を7月25・26日に京都で行ないます。

申込は家族再生センター（電話 075-583-6809）まで。

<団体紹介その6>

子どもに会いたい親たちのネットワークさっぽろ

（略称：コトオヤネットさっぽろ）

「子どもに会いたい親たちのネットワークさっぽろ」は今年4月にスタートしました。数名でやっている小さな会です。

僕は、19年前の離婚で子どもと離れ離れになりました。以降、考えうる全てのことをやり、子どもに会うために力を尽くしつつ、引き離されたことによる絶望的なまでに傷ついた心の傷をカウンセリングを通していやすことに多くの時間を費やしました。子どもに会えるようになったのは3年前、子どもが成人してからのことです。

今年2月頃に「親子ネット」の存在を知り、当事者同士の体験と情報がとても大きな励みになり、自分も行動を起こそうと思い、7月5日に「どうして会えないの？ 離婚後の親と子」という講演会を開催することにしました。講師は「親子ネット」の宗像さんと、以前メンズリブ運動で知り合いになった味沢さんです（詳細は8ページ）。

離婚により子どもを親から引き離すのは、子どもへの虐待であるということを、ひとりでも多くの人々に理解してもらうこと、そして共同親権や面会交流が法的に認められるよう活動していったらと願っています。そのためにも、まず私たち自身の深く深く傷ついた心をピアサポート、ピアカウンセリングでいやしていくことが大切だと思っています。（安岡菊之進）

連絡先 〒003-0022 札幌市白石区南郷通15丁目8-16-A5

TEL (011) 846-7686

たとえ離れて暮らしていたとしても
親と子の交流は
子どもが健全に育つために
必要です

2009年4月21日、共同親権・子どもの養育を考える連絡会議勉強会が衆議院第二議員会館第1会議室で小児科医・医学博士 アルド・ナウリ氏を講師にむかえて行われました。

私はナウリ氏の講義を聞いて、改めて離れて暮らしている親子の交流の重要性を感じました。なぜなら子供がきちんとした大人になるためには両親に対してできるだけよいイメージを持つことが「絶対に」必要だとナウリ氏はおっしゃっていたからです。不幸にも両親が離婚する事が避けられないのならば、子供にできるだけその悪影響が及ばないようにするのが大人の知恵であり子供への愛情ではないでしょうか。

しかし現実には子供と面会する権利などをめぐって両親が激しく争い、相手に復讐するためにその権利を認めないところまでいってしまうこともあります。そして、片方の親がもう片方の親に対して行う批判、尊厳を損なう事をすると子供を心的葛藤状態に追い込むそうです。また、片親の弊害についてもナウリ氏は述べられていました。大人の都合で子供にそんな思いをさせないためにも、離れて暮らす親子の交流は絶対に必要なことだと強く思いました。

講義後の質疑応答でフランスの法律についてある議員が質問していました。

【フランスの法律】上手くいかなくなった夫婦はクリニックを受ける。夫妻が離婚するために面会交渉の条件なども書かれた細かい協約を交わす。もし、これを守らなければ訴追され罰金刑または禁固刑に科せられる。子供の親権については父と母の共同親権（唯一違うのは子供の住居地だけ）

日本では離婚しても葛藤が残る夫婦が多いので、

第5話
お母さんと
お父さんと
お友達と



事前に夫婦がクリニックを受けることはとても適切な方法だと思いました。また、離婚のために細かい協約を結ぶ事は離婚後に起こる問題をできるだけ少なくするために、日本にも制度として取り入れるべきだと思いました。日本も諸外国の良い法律を手本にして共同親権に向けて進んでいけばと思いました。

(大田ゆい)

大活字本 心の絆を断たれた親子達

～別居・離婚後の親子関係～

大活字社の市橋社長さんから、片親引き離し症候群（PAS）となった子どもを持った、引き離しに遭っている当事者の親御さんから、子どもに宛てた手紙を出版したいので、寄稿をお願いしたいとの相談を受けたのが2月でした。PASで人が変わってしまった我が子への想いを、何か形にしたいと思っていた私は、直ぐにそのお話を引き受けました。

この本は、弱視の方にも読み易いように、活字が大きくなります。それだけ、頂いたページ数の中では文字数に制約を受けます。どの様な文章にすれば、短い文でも、PASを受けた子どもからの、心無い言動を受けた内容を読み手側に伝えられるか、とても悩みましたが、素直に、かつストレートに文章にしました。

出版前に皆さんから集約された手紙を読まれた市橋さんから、「皆さんの文章を読み、涙が止まりませんでした」との連絡を受け、他の方の手紙の内容を是非読んでみたいと、私も出版を心待ちにしていました。また、出版に向けて、写真の掲載について、肖像権・著作権の件でも、市橋さんと、話を煮詰めました。そして、ついに4月18日にこの本が出版されました。

私もこの本を手にして、皆さんのPASを受けているお子さんへの、心の想いを読み進めるに付け頬に涙が伝わずには、いられませんでした。引き離しに遭っている上に、PASによって愛するお子さんからの、冷たい仕打ちを受ける引き離された親……。それでも親の心は温かく、子ども達への優しさがにじみ出ている手紙ばかりでした。

今回は8名の親からの手紙でしたが、これからも引き続き、第二弾・第三弾と、出版をして頂きたいと思わせる本になっています。ぜひ、皆さんも1冊、お手元に置いておいて欲しいと思う次第です。

（くにたち子どもとの交流を求める親の会 中村 淳一）



500円

心の絆を大切にす会

masa@048ichi470@ezweb.ne.jp

親子ネット法制審議会

親子ネット法制審議会（以下、法制審議会）が3月1日にはじまった。当初は、棚瀬孝雄氏が作成した面会交流の適正化を図るための特別立法案である「離婚別居後の親子交流を促進する法律（案）」（以下、棚瀬法案）の内容を検討するためにメンバーが集まって討議したのがきっかけである。その討議の際、棚瀬法案の検討にとどまらず、メンバーが共同親権・共同監護をはじめとした概念や各国の共同親権に係る法制度を理解し、棚瀬法案や共同親権・共同監護を明文化した改正民法に盛り込むべき内容を検討するため、法制審議会を正式に発足させることとなった。

法制審議会のメンバーは、日本加除出版の「子どもの福祉と共同親権」（別居・離婚に伴う親権・監護法制の比較研究）を読むことが義務付けられた。この本は、日本における親権・監護法制の問題点と、別居・離婚後における共同親権・共同監護が法制化された国の事例が記載されている。メンバーの大半は、日本において別居・離婚後に面会交流の適正化や共同親権・共同監護等が必要ということは理解しているが、全員が必ずしもそれ

らの概念を正確に理解しているわけではないからである。

現段階では、別居・離婚後においても共同親権・共同監護を盛り込んだ民法改正を目指すという意見と、その前段階で別居・離婚後において、面会交流が民法上明文化されておらず、裁判所の運用も極めて面会交流に消極的であることに起因して、引き離しが常態化しているのを改めるためにも、面会交流の適正化を図るための特別法である棚瀬法案の制定を目指し、最終的に民法改正を目指すという意見がある。前者の意見は、面会交流の適正化に係る法案が制定されてしまうと、それで解決したとされて、共同親権を実現する民法改正には至らないのではないかという懸念が基になっている。

これまでの法制審議会では、棚瀬法案の理解、棚瀬法案に盛り込みたい条文のリストアップや各国の共同親権・共同監護の事例の紹介、民法の問題点洗い出し、DV防止法が早期に実現した経緯（面会交流の法案を早期実現するための参考として）を行ってきた。

（2009年4月6日 風見 護）

極悪調査官調査

2006年の10月の面会日。この日、我が家の裏の神社は盛大な秋祭りで、子どもは大はしゃぎ。「ママ、おばあちゃん、はやくはやく」と、神社に駆けていく。あれから、2年半が過ぎた……。当時3年生だった娘は、今春6年生になった。私の母は、街で小学生を見るとその姿を追い、たたずむ。私の父は、孫娘が帰ってくるのを最後まで待ち続けて息を引き取った。

詳細な経緯は省略するが、子どもは父方祖父母宅で養育されていて、私との面接は長年続けてきた。しかし、子の父や祖父が「子どもを引き取れ。生みっぱなし女。そうでないとおまえとこ一家惨殺する」と、罰金10万円の実刑判決が出るほどの脅迫電話が始まり、私は子どもを案じ、家裁に「子の引き取り」の請求をした。相手方はなぜか子どもは引き渡さないと主張し、審判に移行した。

審判の調査官調査の当日、子どもは、私や調査官らと一緒に、外で元気に遊んでいた。雪が頭にかかると同時に私が雪を払ったが、子どもは「きしょっ(*)」と喜んで笑って走っていた。調査官はこれを「ママのことをきしょいといい……」と報告書に書いた。これを受けて裁判官は「ママのことを気持ち悪いといい」、「実母なのに、育ててくれなかったことを怒っているのだろう」と決定文に書いた。原審は負けた。ここから引き離しの不幸が始まる。

この後、次の面接前に、私と仲良く引っ付いている写真を多数添付した抗告審の準備書面を提出するや否や、相手方は面接交渉を拒否するようになった。弁護士を通じて、上記の調査官に履行勧告をお願いしたところ、調査官は「相手方は、子どもが嫌がっているから会わせないと言っているのに、これ以上裁判所で、どうしろというのですか？」と淡々と答えたという。後に間接強制など法的手続きをとるしかないという旨の文章が届いた。

間接強制では、相手方からは、ママに会いたくな

い理由と題した「ママは育ててくれなかった。ママは本当のお母さんじゃないと思う」という裁判官の決定文に合わせて書いたような子ども直筆の文章が上申書として提出された。

続けて相手方から、面接打ち切りの調停が申し立てられ、私は、その調停に出席せざるを得なかった。調停委員たちは、私がいろいろ申立てをするから子どもが不安定になっていると説教した。(今までは別の)調査官は「子どもは、トラブルに巻き込まれて、不安定になっているのでしょう。子どもに審問する方法と観察調査という方法があるが、裁判所は子どもの言葉を額面通りに受け取ることになるので、審問より観察調査、いわゆる試行面接の方がよいでしょう。何れにしても調査は任意です」と説明し、私は試行面接ならばと了解した。調査官は、試行面接の準備と称して、調査官3人対子どもで面接を実施し、ダイレクトに「なぜママに会いたくないの？」と審問をした結果、「子どもはママに会いたくないと言っている。両者のトラブルから不安になっているので、面接は控えるべき。ただし、子どもが明確に会いたくない理由を述べられず、泣き続けていることから、まだ実母に思慕が残っていると見え、手紙は許すべきであろう」との内容を報告書に書いた。

審判に移行した場合の結果は目に見えていた。結局、私は間接強制を、相手方は、面接打ち切りの申し立てを取り下げ、「当面手紙で」ということになった。

最近、娘と3年生の時、仲が良かったという少女に出会った。娘は、3年生の後半から時々元気がなく、みんなで慰めていたことや、今、「真剣な話いややねん」といっていることを聞いた。

引き取りを却下させる、手紙に落ち着かせる、と結果を先取りし、それを導くための調査以外のなものでもない。

(矢野裕子)

(*) 関西地方では単なる「わー！」程度の意味で使うこともある。

手帳にメモして!

■親子の絆ガーディアン四国第一回講演会

日時: 6月13日13:30~16:30、場所: 香川県高松市サンポート高松5F第51会議室、入場料: 1000円、講演: 棚瀬一代(臨床心理士)「離婚後同居できない親子の関係を考える〜日米法制度の違い」、問い合わせ: 090・4507・4224

■我が子に会いたい親の会・定例会

日時: 6月20日14:30~17:30、場所: 東京都文京区立アカデミー茗台7階学習室B(あおば会)、参加費: 500円
<http://wagako.web.fc2.com/index.html>

■親子ネット広島茶話会

日時: 6月21日、時間11:00~14:00、場所: 己斐公民館第一会議室(広島市西区己斐中1丁目6番20号)、参加費: 1000円(お茶・お弁当付き)、問い合わせ: natchey@yahoo.co.jp

■くにたち子どもとの交流を求める親の会・定例自助

日時: 7月2日19:30~、場所: 東京都国立市スペースF(国立市中3-11-6)、問い合わせ: 042・573・4010(スペースF)

■「どうして会えないの? 離婚後の親子」

日時: 7月5日12:30開場、13:00開演~17:00、場所: 札幌市社会福祉総合センター第2会議室(札幌市中央区大通西19)、参加費500円、講演:

宗像充(親子ネット)、味沢道明(日本家族再生センター)、主催: 子どもに会いたい親たちのネットワークさっぽろ、問い合わせ: 011・846・7686(安岡)

■我が子に会いたい親の会・総会、勉強会

日時: 7月11日14:15~16:30、場所: 東京都文京区・文京シビックホール最上階スカイホール、時間: 14:15~15:00総会、15:15~16:30勉強会: 「引き離された親子は、どのように絆を守るのか」講演: 須田桂吾(我が子に会いたい親の会・臨床心理士)
<http://wagako.web.fc2.com/index.html>

【編集後記】

地方では、なかなか仲間に出会える機会は少ないので、ひとり悩みを抱えている人も少なくないでしょう。

いまや各地に広がりを見せている当事者グループは、そんな方々に、なんとも心強い助っ人現るです。

私は、子ども達が住んでいる中部の地方都市に通って早11年。現地の仲間とも出会え、集まることで分かち合い、癒され、そして新たな希望が湧いてきます。

子ども達を遠目に見守る私を、『子どものおっかけ』をしていると知人に評されたりしていますが、それは私の元気の素になっています。

近い将来、子ども達とそんなことを笑い会える日が、はやく訪れて欲しいです。(関)

活動日誌

4/21 第4回国会勉強会、アルド・ナウリ氏講演(共同開催)

4/23 日本テレビ「サプライズ」離婚後11年も子どもに会えない母が涙怒り

4/26 家裁いいかげんにしろ! Kさん親子の面会謝絶審判を問う集会(宗哲朗弁護士講演)

4/28 第4回親子ネット法制審議会

5/8 東京高裁前宣伝、申し入れ

5/9 第18回全体会

5/14 事務局会

5/21 米国大使館「親による子の奪取」に関するシンポジウム

5/22 読売新聞「4か国駐日公使が条約加盟求める」、東京新聞「日本はハーグ条約加盟を」

宝塚市、西宮市(請願書提出)

5/23 新座市(請願活動開始)

5/27 青梅市(請願活動開始)

5/28 昭島市(陳情書提出)、事務局会

5/29 杉並区請願全員一致採決

5/31 大阪梅田駅前署名活動
国会請願署名締め切り 5, 954筆

6/1 所沢市請願活動開始

6/2 第5回国会勉強会、ハーグ条約と国家間の子の連れ去り

6/5 第19回全体会

6/6 朝日新聞香川版「離婚後の親権考える講演会、13日高松で」、北海道新聞 ひと「共同親権を求めるコトヤネット代表」

※心の絆を断たれた親子達~別居・離婚後の親子関係~が4/9に発行されました

★★★★ 親子の面会交流を実現する全国ネットワーク会員募集 ★★★★★

私たちは、離婚しても離れて暮らす親子が普通に会えるように、共同親権や、面会交流の法制化を求めています。また、交流を絶たれている親子の面会が実現するように、裁判所の運用の改善や、親子の面会交流への公的支援を求めて活動しています。

双方の親に子どもを養育する権利があり、子どもには双方の親から養育を受ける権利があります。親どうしがいっしょにいても別れても、それは変わりません。

地方議会への陳情や請願、司法や国会への働きかけ、情報交換を行なってきました。いっしょに活動してくれる仲間を募集しています。また、親子の交流を絶たれた当事者に情報提供を行なっています。

ホームページやブログを運営していくほか、隔月での会報「引き離し」を発行しています。ぜひネットワークに参加ください。会費はメンバーに手渡し、以下にお振り込みください。

年会費 団体3000円 個人1000円
郵便振替 00190-7-743217
加入者名 親子交流ネット